

収入印紙

産業廃棄物処理委託契約書

令和 年 月 日

住 所
排出事業者 氏 名（法人にあっては名称）
代表者 印 （以下「甲」という。）

住 所
処 理 業 者 氏 名（法人にあっては名称）
代表者 代表取締役 湯 藤 学 印 （以下「乙」という。）

下記契約区分１～３のうちいずれか１つ該当するものを○で囲む。

- 契約区分
- 1

②

3
- 甲は、甲の事業場から排出する産業廃棄物の収集・運搬を乙に委託する。

甲は、甲の事業場から排出する産業廃棄物の処分を乙に委託する。

甲は、甲の事業場から排出する産業廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

この契約の成立を証するために本書１通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、甲がこれを保有し、乙はこの写し（複写機によるコピー）を保有する。

甲及び乙は、下記＜委託業務の内容＞に記載された産業廃棄物の収集・運搬及び処分を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い適正に行うため、この契約書、産業廃棄物処理委託契約約款及び本契約書貼付の書類によって産業廃棄物委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

乙の事業範囲

許 可 区 分		収 集 ・ 運 搬
積 込 場 所 （ 発 生 場 所 等 ）		
運 搬 先 （ 処 分 場 所 等 ）		檜山郡江差町字砂川419番、420番、外
産業廃棄物の事業の範囲 （許可品目等）	北 海 道	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処理するために処理したもの（以上のうち工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた石綿含有産業廃棄物を含む。)
特別管理産業廃棄物の事業の範囲 （許可品目等）	北 海 道	廃石綿等
許 可 区 分		処 分
産業廃棄物の事業の範囲 （許可品目等）	中間処理	破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くずについては水銀使用製品産業廃棄物であるもの（水銀回収義務のないものに限る）を含む RPFの製造：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くずの選別施設 金属くずの圧縮施設 廃プラスチック類(発泡スチロールに限る)の減容施設
	最終処分	埋立：(燃え殻、汚泥、(含水率85%以下に限る)、廃油(タービッチに限る)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、木くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、繊維くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず(石綿含有産業廃棄物を含む)、金属くず(石綿含有産業廃棄物を含む)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの
特別管理産業廃棄物の事業の範囲 （許可品目等）	最終処分	埋立：(廃石綿等)

※乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証写しを甲に提出するものとする。

産 業 廃 棄 物 処 理 委 託 契 約 約 款

- 第1条（法の遵守）
甲及び乙は、処理業務遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。
- 第2条（委託内容）
1 委託内容に収集・運搬の委託が含まれる場合には、乙は甲から委託された産業廃棄物を＜委託業務の内容＞に示す運搬の最終目的地の所在地まで許可された車輛で適正に運搬する。
2 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、乙は甲から委託された産業廃棄物を＜委託業務の内容＞に示す処理方法により許可された施設にて適正に処分する。
- 第3条（適正処理に必要な情報の提供）
1 甲は、産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、＜委託業務の内容＞の適正処理に必要な情報の欄に記入し、乙に通知しなければならない。
2 甲は、＜委託業務の内容＞の「適正処理に必要な情報」では情報提供が不十分な場合、「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドラインーWDSガイドライン」（平成18年3月）を参照）を参考に、書面にて提供しなければならない。
3 甲は、平成18年7月1日以降に製造された廃パーソナルコンピュータ、廃ユニット型エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機に日本工業規格 C0950 に規定する含有マークが付されたものである場合にはその旨を乙に通知しなければならない。
4 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状に変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、乙の業務処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
5 甲が乙に委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物場合には、その旨を＜委託業務の内容＞（3）の適正処理に必要な情報のその他欄に記入する。
- 第4条（甲乙の責任範囲）
1 乙の責任範囲は、次のとおりとする。
（1）委託業務が契約区分1（収集・運搬）の場合は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込作業の開始から、運搬の最終目的地の所在地における荷下ろし作業の完了まで法令に基づき適正に処理すること。
（2）委託業務が契約区分2（処分）の場合は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。
（3）委託業務が契約区分3（収集・運搬及び処分）の場合は、甲から委託された産業廃棄物を、その積込作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理すること。
2 乙は甲に対し、前項各号のいずれかの業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3 乙が第1項各号のいずれかの業務の過程において乙又は第三者に損害が発生した場合に乙に過失がない場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。
- 第5条（再委託の禁止）
乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て、法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。
- 第6条（権利・義務の譲渡等）
乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。
- 第7条（委託業務終了報告）
乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で、処分業務については、D票又はE票で代えることができる。
- 第8条（委託料の請求及び支払い）
1 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する委託料については、数量に＜委託業務の内容＞（3）に定める単価を乗じた額に消費税及び地方消費税並び循環税を加算した合計額とする。
2 乙は、前項の規定による通知を受けたときには、甲に対して第1項により算出した委託料を請求するものとする。
3 甲は、前項の規定による請求があった日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。
4 甲は、その責めに帰する理由により前項の委託料の支払いが遅れたときは、当該未払い額につき、その遅延日数に応じ、法定利率(年2.5%)の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払わなければならない。
- 第9条（内容の変更）
甲及び乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。また、第3条第4項の場合も同様とする。
- 第10条（機密保持）
甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。
- 第11条（契約解除）
甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、この契約を解除することができる。ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、本契約に基づいて甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
（1）乙の義務違反により甲が解除した場合
甲は乙に対し、乙の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、甲は乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、乙の費用をもって当該産業廃棄物を引取り、乙の責任により処理を行うものとする。また、乙は甲からの当該産業廃棄物の引取りの請求に対し従わなければならない。
（2）甲の義務違反により乙が解除した場合
乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。
（3）甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、この契約を解除することができる。
- 第12条（協議）
本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。
- 特約（報酬の支払方法その他協議事項）

＜ 委 託 業 務 の 内 容 ＞

- (1) 委託期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
ただし、期間満了の1か月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたもの(自動更新)とし、その後も同様とする。
- (2) 契約区分が1 (収集・運搬) 又は3 (収集・運搬及び処分) の場合、乙の運搬の最終目的地及び積替・保管に関する事項。

運搬の最終目的地の所在地	檜山郡江差町字砂川 419 番外		
	ア 積替・保管を行う (下表のとおり)		イ 積替・保管を行わない
積替・保管の所在地	檜山郡江差町字砂川 400 番 12		
搬入できる廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処理するために処理したもの (以上のうち工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた石綿含有産業廃棄物を含む)		
積替えのための保管上限	保管場所 (0.55m ³) ※保管場所の許可品目については別紙許可証参照		
安定型産業廃棄物であるときは、積替・保管場所において他の廃棄物と混合することの許可	ア 混合する イ 混合しない		
安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替・保管場所において手選別を行うことの許可	ア 手選別をする イ 手選別をしない		
有価物を抜き取ることの許可	ア 抜き取る イ 抜き取らない		

- (3) 委託する産業廃棄物の種類、数量、契約単価、適正処理に必要な情報、最終処分及び再生利用等に関する事項。

処 分 方 法 (番 号)	処分の方法	処分施設の名称	処分施設の所在地	処理能力
	1. 埋立	砂川処分場	檜山郡江差町字砂川 419 番、外	185,550 m ³ 175.32 t/日
		破碎施設 1	檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1	(木くず) 48.69 t/日
				(廃プラスチック類) 83.43 t/日
				(紙くず) 55.62 t/日
				(繊維くず) 4.35 t/日
	2. 破碎	破碎施設 2	檜山郡江差町字砂川 420 番、428 番 1	(廃プラスチック類) 3.74 t/日
				(紙くず) 4.56 t/日
				(繊維くず) 1.5 t/日
				(ゴムくず) 6.47 t/日
				(金属くず) 4.65 t/日
				(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず) 8.3 t/日
	3. R P F の製造	R P F の製造施設	檜山郡江差町字砂川 419 番、420 番	がれき類、ガラス、陶磁器くず 2,640 t/日
				廃蛍光管等 20w 直管 1,696 kg/日
				廃プラスチック類他 4t/日
				金属くず 4.63 t/日
6. 減容	4. 選別	選別施設	檜山郡江差町字砂川 400 番 12	金属くず 2,080 kg/日
	5. 圧縮	圧縮施設	檜山郡江差町字砂川 400 番 12	金属くず 400 kg/日
	6. 減容	減容施設	檜山郡江差町字砂川 400 番 12	発泡スチロール 2,080 kg/日
				発泡スチロール 400 kg/日

施設の名称及び許可番号		施設の処分地	処分方法	処理能力
最終処分施設	北清えさし(株) 00140177482	檜山郡江差町字砂川 419 番、外	管理・安定型埋立処分場	185,550m ³

	1	2	3	4	5	6	7
廃棄物の種類(名称)	廃プラスチック類	金属くず	ガラス・陶磁器くず	がれき類	木くず	繊維くず	紙くず
予 定 数 量	100kg	100kg	100kg	100kg	100kg	100kg	100kg

処 分 単 価	別紙料金表の通り						
処分方法 (番号)	1・2・3・6	1・2	1・4	1・2	1・2	2・3	1・3

収 集 運 搬 単 価							
備 考	-						

適正処理に必要な情報	発 生 工 程	事業活動又は工事に伴うもの。					
	性 状	固形状・泥状・液状					
	荷 姿	バラ・コンテナ・ドラム缶・袋					
	腐 敗 ・ 揮 発 等 性 状 の 変 化	なし					
	JIS C0950 号に規定する有害物質の含有マークの表示						
	混合等による支障	なし					

乙での再生品目及び売却先又は再生含む最終処分先	再生砕石	燃料チップ	製鉄原料	固形燃料	水銀使用製品	製鉄原料
	一般先	日本製紙(株)	(株)鈴木商会	日本製紙(株)	野村興産(株)	(株)エコネコル
	インコット					
(株)北海道木村						

- ※焼却、乾燥、脱水などの中間処理を委託する場合も最終処分の予定施設を記入する。
- ※適正処理に必要な情報には、形状、主成分、混合成分、特性 (有害物質、危険物、毒物・劇物、悪臭物、特定化学物質等の区分、引火性、自己反応性、混合反応性、禁水性、発火性、爆発性、ガス発生・有害ガス発生、可燃性、材料腐食性、有害性、腐食・刺激性、悪臭等) を記入する。

＜許可証 (写し) 添付欄＞



別紙様式 2-5 (規則様式 9号)

許可番号 00140177482号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道檜山郡江差町愛宕町18番地

氏 名 北清えさし株式会社
代表取締役 湯藤 学

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 令和7年(2025年)11月11日

許可の有効年月日 令和11年(2029年)9月25日

1. 事業の範囲
破砕 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの同時施設を含む。)) の破砕
RPFの製造 (破砕・圧縮・成形 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず))、
埋立 (燃え殻、汚泥 (含水率85%以下に限る。))、廃油 (タールピッチに限る。))、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの同時施設を含む。)) の破砕
減容 (廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。))、以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設
別紙1、2のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況
別紙3のとおり。

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 ☒ 有 ☐ 無

(令和7年11月10日書換え交付) (檜山振興局)

別紙2

産業廃棄物処分業許可証

氏 名 北清えさし株式会社
許可番号 00140177482号

(14) 施設の種類 保管場所5
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川420番、428番1
面積 375m²
種類 ・がれき類 (アスファルト)、
保管上限 562.5m³
高さ 3.15m

(15) 施設の種類 保管場所6
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川419番、420番
面積 570m²
種類 ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (コンクリート)、
保管上限 928.1m³
高さ 3.15m

(16) 施設の種類 保管場所7
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川400番12
面積 6m²
種類 ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光管等 (水銀使用製品 (水銀回収義務のないものに限る。)))、
保管上限 4.2m³
高さ 2m

(17) 施設の種類 保管場所8
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川400番12
面積 49.5m²
種類 ・廃プラスチック類、紙くず、
保管上限 72.6m³
高さ 2m

(18) 施設の種類 保管場所9
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川400番12
面積 7.5m²
種類 ・繊維くず、
保管上限 6.48m³
高さ 2m

(19) 施設の種類 保管場所10
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川400番12
面積 1m²
種類 ・金属くず、
保管上限 1m³
高さ 1m

(20) 施設の種類 保管場所11
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川400番12
面積 1m²
種類 ・金属くず、
保管上限 1m³
高さ 1m

(21) 施設の種類 保管場所12
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川400番12
面積 12m²
種類 ・廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)
保管上限 24m³
高さ 2m

(22) 施設の種類 保管場所13
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川400番12
面積 63.9m²
種類 ・廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、
保管上限 64.7m³
高さ 2m

以下余白。

(令和7年11月10日書換え交付) (檜山振興局)

別紙3

産業廃棄物処分業許可証

氏 名 北清えさし株式会社
許可番号 00140177482号

2. 事業の用に供するすべての施設
(1) 施設の種類 破砕 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの同時施設を含む。)) の破砕
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川400番12
設 置 年 月 日 令和元年(2019年)9月10日
処 理 能 力 4.7/日 (88) 0.51t/h

(5) 施設の種類 RPFの製造施設 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの同時施設を含む。)) の破砕
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川400番12
設 置 年 月 日 令和元年(2019年)9月10日
処 理 能 力 4.66t/日 (88) 0.5831t/h

(6) 施設の種類 金属くずの選別施設
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川400番12
設 置 年 月 日 令和元年(2019年)9月10日
処 理 能 力 4.66t/日 (88) 0.5831t/h

(7) 施設の種類 金属くずの圧縮施設
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川400番12
設 置 年 月 日 令和元年(2019年)9月10日
処 理 能 力 2.080kg/日 (88) 280kg/h

(8) 施設の種類 廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)) の破砕
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川400番12
設 置 年 月 日 令和元年(2019年)9月10日
処 理 能 力 400kg/日 (88) 50kg/h

(9) 施設の種類 安定型、管理型最終処分場
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川419番、420番、428番1、431番、431番5、431番10、431番11、645番、647番
設 置 年 月 日 平成26年(2014年)12月5日
処 理 能 力 11.310t/日、163.350t/日
許可年月日 平成26年(2019年)6月10日
許可番号 檜山生第554号

(10) 施設の種類 保管場所1
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川420番、428番1
面積 512m²
種類 ・木くず (生木)、
保管上限 853.3m³
高さ 4m

(11) 施設の種類 保管場所2
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川420番、428番1
面積 191.7m²
種類 ・木くず (生木)、
保管上限 234m³
高さ 3.2m

(12) 施設の種類 保管場所3
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川420番、428番1
面積 6m²
種類 ・廃プラスチック類、
保管上限 28.0m³
高さ 1.75m

(13) 施設の種類 保管場所4
設 置 場 所 檜山郡江差町字砂川420番、428番1
面積 32.5m²
種類 ・ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、
保管上限 25.3m³
高さ 1.25m

(令和7年11月10日書換え交付) (檜山振興局)

別紙3

産業廃棄物処分業許可証

氏 名 北清えさし株式会社
許可番号 00140177482号

4. 許可の更新又は変更の状況
平成26年(2014年)12月25日 変更許可 (破砕 (紙くず、繊維くず)、埋立 (燃え殻、汚泥 (含水率85%以下に限る。))、廃油 (タールピッチに限る。))、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの、石綿含有産業廃棄物でもあるものを含む。)) の追加。
平成30年(2018年)3月31日 変更許可 (埋立 (燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんについては水銀含有ばいじんであるもの (水銀回収義務のないものに限る。))を含む。)) の追加。
平成31年(2019年)3月11日 変更許可 (破砕 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず陶磁器くず (水銀使用製品 (水銀回収義務のないものに限る。))) の追加。
令和元年(2019年)10月5日 更新時変更許可 (RPFの製造 (破砕・圧縮・成形 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず))、選別 (金属くず)、圧縮 (金属くず) の追加。
令和4年(2022年)12月16日 変更許可 (廃プラスチック類 (発泡スチロールに限る。)) の減容の追加。
令和6年(2024年)9月26日 許可の更新 以下余白。

(令和7年11月10日書換え交付) (檜山振興局)